

森田先生最終講義（2024年9月15日）へのコメント

倉 成 正 和

城西大学副学長

最終講義の冒頭にお話しされた、森田先生幼少期における終戦間際のご尊父と今生の別れのエピソードが非常に印象的でした。「戦争をなくす」ためには、どうしたらいいかを考えてこられた森田先生の政治学者としての原点を知ることができました。

森田先生は戦争をなくすための手段方法として次の4つを上げておられます。一つ目は、「国際社会における法の支配」です。戦時国際法は存在しても、戦時中の東京大空襲をはじめとする日本各地での民間人を対象とする空爆や広島、長崎での原爆はもちろん、現在でもガザ地区での空爆など、法の支配は行われていません。二つ目は、「国家権力の発動としての戦争を禁止する」です。こちらについても、ロシアによるウクライナ侵攻などが現在も続いています。三つめは、「平和維持を目的とする国際警察機構」です。国際連合憲章42条による国連軍の規程はあっても、国際連合安全保障理事会の常任理事国であるアメリカ、ロシア、中国、フランス、イギリスの5か国の一つが当事者であれば、機能しないのは当然です。そもそも、United Nations を国際連合と訳して、あたかも中立的な機関であるかのようにごまかしてきた日本政府の責任は大きいと考えます。United Nations は第2次大戦に勝利した連合国のことであり、その連合国を中心とした支配体制が続いているにすぎません。これは、国際連合憲章の中に敵国条項がいまだに残っていることから明らかです。最後は、「戦争の挑発行為を刑事罰によって禁止する」ですが、こちらについては、森田先生にさらに詳しいお話を伺う機会があればと存じます。これらの4つの手段方法を通して、戦争をなくすための訴えや努力を続けることが大事であるとお話しされました。

2024年のノーベル平和賞は日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）が受賞しましたが、被爆者の立場から68年にわたり核兵器廃絶を世界に訴える活動を続けてきたことが評価されたものです。核兵器廃絶への道りはまだまだ遠いものがありますが、「核兵器の使用は道徳的に受け入れられるものではない」という国際的な規範が形作られ、「核のタブー」として知られるようになりました。道は果てしなく遠くとも、始めなければ一歩も前には進むことができないと改めて思います。

（2024年10月22日脱稿）



最終講義の教室にて



最終講義後の1階ホールにて